

3500 ジェネティックアナライザー保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、長崎県環境保健研究センター 3 階保健科 遺伝子第 2 検査室内に設置してある 3500 ジェネティックアナライザーの保守点検業務委託に関するものである。

なお、この仕様書中、甲は長崎県環境保健研究センター所長、乙は請負業者を表すものとする。

1 対象機器 3500 ジェネティックアナライザー

機器番号：31185-030

整理番号：0005210

（以下「機器」という。）

2 点検の種類 3500 ジェネティックアナライザーの保守点検業務

（1）機器の不具合を未然に防ぐよう点検を実施すること。

（2）機器故障時直ちに対応し、修理を行うこと。

3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 設置場所 長崎県環境保健研究センター 3 階 保健科 遺伝子第 2 検査室

5 業務内容

点検作業は、対象機器に精通し、十分な知識と技術を有する作業員にて実施し、上記契約期間内に 1 回の診断・点検・調整・清掃・性能試験等の点検を行う。点検時には、校正用試薬（キャリブレーション試薬）を持参し、シークエンス解析およびフラグメント解析機能の校正を行うこと。

なお、点検作業中、部品交換等の修理が必要な場合は、速やかに甲に報告し、対応を協議すること。

6 注意事項

（1）設置場所は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」及び「長崎県環境保健研究センター病原体等取扱安全管理規程」に基づく管理区域であるので、作業にあたっては保健科職員の指示に従い、業務に支障のないよう十分注意すること。

（2）保守作業のため、当センター 3 階の管理区域に入退室する際は、保健科職員立会いのもと、3 階の階段踊り場に設置してある病原微生物等管理区域入退室記録に氏名・入退時間等の記帳を必ず行い、甲が用意したシュークリーナーを使用すること、または上履きを乙は別途用意し履き替えること。

（3）設置場所以外の実験室等に保健科職員の許可なく立ち入らないこと。

なお、設置場所以外の実験室等に保健科職員の許可なく立ち入り、病原体等による感染事

故等が起きた場合、当センターは被事故者に対して責任を負わないものとすること。

- (4) 点検業務にあたり、当センター内の建物・工作物・備品類・その他に対して損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとすること。なお、その経費は乙の負担とすること。
- (5) 点検業務中に破損箇所等を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。
- (6) 塵埃が発生した場合は、毎日の作業終了時に最低限の清掃を行うこと。また、廃材が発生した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に基づいた適切な処分を行うこと。
- (7) 液状及びゲル状の物質の使用にあたっては十分注意し、周囲の施設及び備品等に飛散させないこと。
- (8) 衛生・火気の取扱には十分な注意を払うこと。
- (9) 当センター敷地内は全面禁煙であること。

7 提出書類 点検業務終了後、速やかに報告書を提出すること。

8 その他 この仕様書に定めがないことで疑義や不明な点が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。